

【原案】

7 西ま都第 号
令和 7 年 月 日株式会社リバティ
代表取締役 白井 正人 殿

西東京市長 池澤 隆史

土地利用構想に関する指導及び助言について

西東京市人にやさしいまちづくり条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月 31 日付で貴社から届出のあった、土地利用構想届出書に対して、同条例第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり指導及び助言します。

(届出の内容)	
届 出 日	令和 7 年 3 月 31 日
事 業 者	東京都千代田区一番町 9 番 8 号 株式会社リバティ 代表取締役 白井 正人
開発事業の目的	共同住宅の新築
開発区域の所在地	東京都西東京市富士町五丁目 691 番 3
開発区域の面積	2,449.07 m ²
(指導及び助言の内容)	
1 西東京市人にやさしいまちづくり条例を遵守し、事業計画においては良好な自然環境、居住環境の確保及び景観に配慮するよう努められたい。	
2 計画を実施するにあたり、今後行う住民説明会等の際には、事業計画を丁寧に説明し近隣住民の理解を得られるよう努められたい。	
3 駐車場の出入り口については、接続する道路の歩行者及び自転車の安全に配慮するよう対策に努められたい。	
4 接道部の緑化については、周辺からも緑が感じられるよう配慮されたい。	
5 工事車両が起因となる交通渋滞並びに交通事故が起きないように、また、周辺道路への駐車により、その周囲に迷惑をかけないように十分な対策を講じられたい。	
6 周囲には既存住宅が近接していることから、工事における振動・騒音を抑制する対策を講じるとともに、作業日、作業時間についても十分な配慮を行われたい。	